

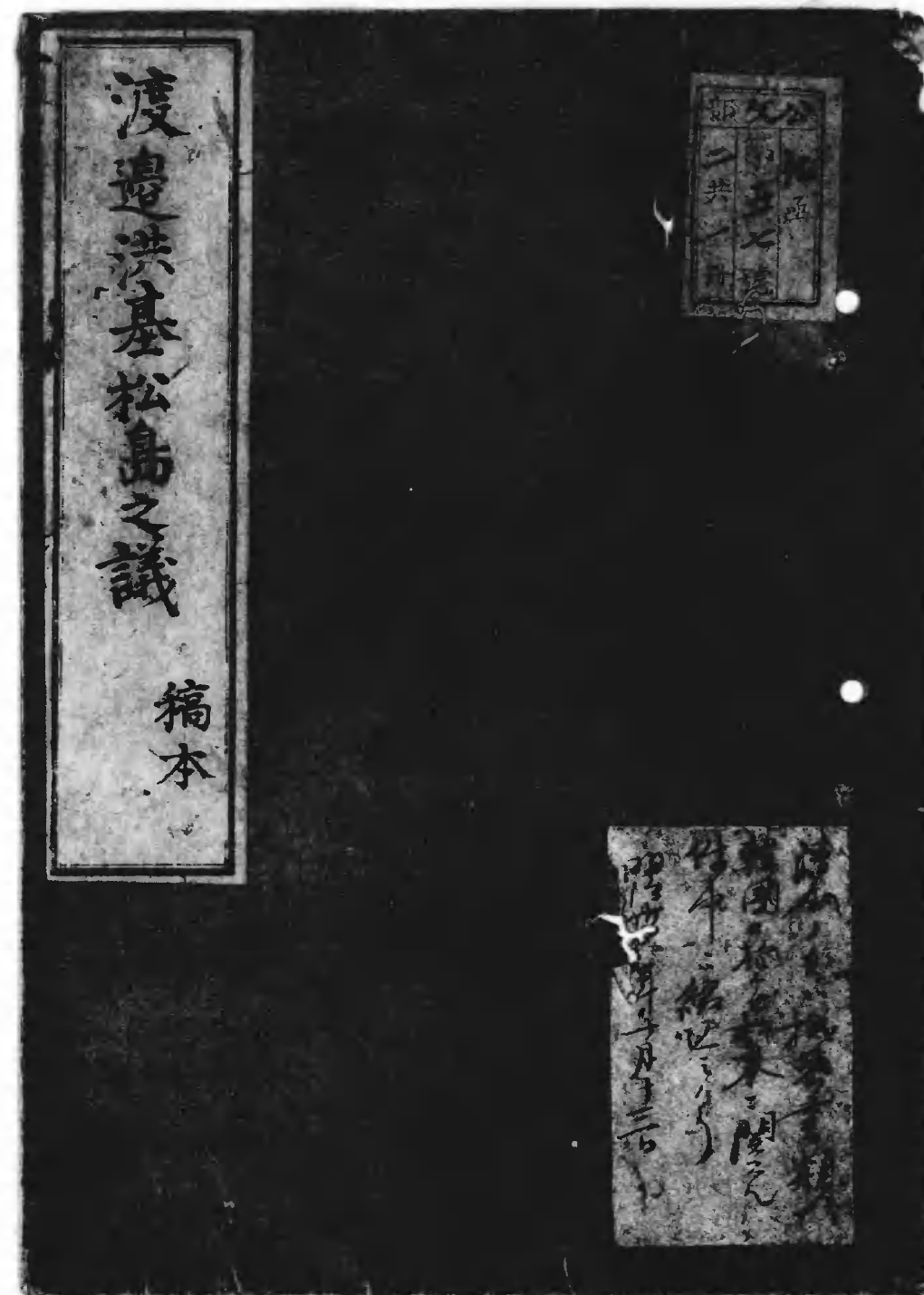
参考

渡邊洪基松島之議

外務省

3-1533

0206



3-1533

0207

半亭

和島、竹島即韓名蔚陵島を聞かず、何れ一島三名
 ありしか知れず、雖も四島百餘名、南々々々三島の西に流る又
 新田親義が存する金森謙人の言、隱岐國松島、由島、
 一、小松島、（小松島あり）、三島上道現又々四千里計、北方一島あり名ヲ竹
 島と云ふ小島、又伯耆赤子より竹島迄海上道程百四千里計あり
 赤子より出雲まで隱岐の松島を何れ竹島と判りたり、但し隱岐
 の福島（一、福島あり）より松島迄海上道程六十里計、松島より竹島迄四十
 里計あり、又竹島より朝鮮と海上道程四十里計ト云々況んや倭
 國乎、昔厚改海す。一者望、改向せし、一、時、其者、何れ會見
 耶、夢野目三郎村より隱岐の後島と云ふ五六十里あり、其遠見の
 方々々々竹島より朝鮮山と見ゆべし、遂に見ゆ凡そ四千里計
 ありと云ふ、固より、是を云々考へしと二島より、厚改海たり、不也

外務省

洋を、就て塔とて、其のより、アトラスがセツトにダケハット島市松
島、日本海の一島、今日、日本島と稱解す島の南なり、見西北
〇點、水俣三十七度ニナ五分東經^{グレート}_{イースト}百三十度五十六分
一十七秒、ソナ七年、ラマーズの名も、子國國のみ皇海峽に惟聖之
と號し、其最爲處に幸ひ、木本森たり。又リヲピコワット著ブ
ロナラヒニアガヒツチン、ヲフ、ゼ、ラーノ下に、ガゼラと日本海の中島、ロー
日本初釋の地と云向なり、國國に里の點、水俣三十七度ニナ五分
東經百三十九度五十六分、とり、之と地圖に徴し、英海軍測量
國辭にもタセラ所なる松島と題す、若くは地位二書に載じ、子の
奴ー英のロヤーンアトラス佛ブルイエの大圖英女王地理多、ロイヤル
ウインドウ日本初釋國日可曼ナリーヌス重細重國チ管エ十五年
コクタのスチーヌのアトラス、メアイリン、地理局の國答ナ日地位は
ガゼラ島に置き、英國量圖にも點標あり、限りとの、外に東

緯度二十九度半七十分北緯、三十七度半五分南緯、即竹島
と題した。其を置て吾等並の地圖而、國より日露之との恒力を置
て又今森謙吉が、竹島周囲大凡十九里あり、又戸田敬義の國
和紙の測量を採り、少くは二十里外なり。此處出入
たゞは別あり 亦、竹島に控
る島やう夕セラ島の周圍と異なり、事少かりし、而して國中、南
偏、一里半の間の一島を排して是を人島と名づけ、或 國に就て
測量する、隱岐嶋と松島竹島初解の距離凡そ百金
すべし、松島竹島の二島より、正しく判れたる、松島の外國
へ通る、廣く國を徹し、小くは美國の諸國へ對馬島と云ふ、相
解の色と佛も亦同く、日耳曼ゴタスナールにスる國は對馬と云
ふ、日本色と一吃ウケイに地理局圖の、對馬はほむ日本色
と一松島竹島と初解色とを英佛の各あるをせし初解
色と、若くは別既日本版圖と初解をせし、隨ち松島竹島も
其色とあらず、即チスナールの國に於修果なる也——況んか
初解外海と云ふ、佛の其語、日ヶ浮き、因ち、おそれ、松島に
時、日本及び見做し、なると、松島、佛の國と初解との關係
を論じ、小くは希府軍事を好む、竹島を以て、他國に屬し
ず、後、島と論じ、其他の邊境を論じ、初解、漢典と云ふと鑑
み、松島竹島二島より松島、竹島と云ふ、松島の方と云ふ、
日本、島、初解、又墨海を、使たり、而して、其、東、西、南、北、
に、主、島、に、船、ト、日本と初解の、向、位、に、松山、港、より、初解、所、境、
迄、ある、所、即、ち、ラ、サ、シ、港、との、航、路、あり、長、途、より、ウ、エ、ラ、ス、ル、
ソ、陸、に、近、い、直、つ、つ、ふ、其、地、方、あり、而、ち、竹、島、に、近、い、丁、
故、に、今、美、魯、軍、の、頻、りに、注目、了、み、と、さ、し、而、ち、其、國、の、風、土、
を、是、より、知、り、初、解、を、一、松、島、竹、島、二、島、一、體、の、事、判、れ、
り、且、竹、島、初、解、の、間、に、亦、否、とも、知、ら、ず、若、く、外、世、の

[illegible]

外務省

松浦と儀

昔者竹崎、記事略説多クテ松浦半
説論スル者少シ而テ今者人松浦と喋リ
然レ而テ此ニ略説一語而名成ニ語也
ト諸説紛々初解其是非ヲ決スル者少
カス彼竹崎ノ若ク相解ノ若ク松浦トシ幕
府論安ノ儀違レ彼々故々此所相

外務省

松浦と者竹崎ニハ彼居シ若ク竹崎ノ外
在ニ松崎ニハ余ノ居セリナリ傳カレモ之ヲ決
スル者無シ然レ松浦と者我國ト相解ト
聞レ位ニ長崎ノ浦津港ニ至リ馬場馬場
石ノ國別伯お儀候ヨリ彼居地ニラガレ
港ノ道ニ常ニ以テ候ニ要地ト爲レ連係
此ニ係レ英船具其船ヲ出役スル者
夫亦國ノ部也ナリ之、多シ、注意者
可ラス彼國ナリ又保護ヲ加ヘ可ラス
況ヤ他國家ハ之ヲ多シ、決辭ナキヲ

如何セシ然ラハ則チ毎主ノ一島ノミ諸書ニ
 就テ案スニ竹路洋名アリナウト嶋ナル者ハ
 全ク島有ノ者ニテ其松路デラセ路ニ考ハ
 本来ノ竹嶋即チ所傳路ニシ我松路
 ナル者ハ洋名ホル子ウトロックスナルカ如シ然ル洋
 客竹路ヲ認メ松路ト考シ更ニ竹路ナル
 者ヲ想記セシ者如シ而チ此ホル子ウトロックス
 ノ系圖ニ屬スルハ各國ノ地圖皆然ル他ノ
 ニ嶋ニ至リテハ各國其認メ所ヲ同フセス
 國論又確據ニシ是實ニ其地ノ形體ヲ

外務省

察シ且所屬ノ地ヲ定メ而テ其責任
 スル所ヲ兩國間ニ定メカハ可シキ者ナリ因テ
 先ツ路根縣ニ照會シ其地ニ至リ例ヲ
 亂シ併セテ船程ヲ派シテ其地知ヲ見
 若シ彼既ニ著手セハ其寧政ノ模樣ヲ
 實査シ然レ後ニ其方略ヲ定メント事
 請フ速ニ採リテ議スル者アラハテ伏望ス

渡邊基三郎
 (渡邊)

都生嘗て瀬田君の露港雜誌武藤氏の同港記聞
を閲見し且其景況等傳承するに殊更感發興起
するの条件を即ち我の皇國西北の屬島知島
ありとのあり熱く惟るに今や南國の際も當
る各國の交際日小萬原の進み月小陸豊小起し
に従う國事百般即ち元費と新りしに國產の輸
出といふ盛大の運も亦國債も亦解消するに
至るに嗚呼これ全國一般の憂患なりと之れ迄
起る大患あり是を補ふに富國強兵に在り富
強の基礎を仁恤を施すに為民強事を盡力し物

產を興隆して國家の稱を計るにあり其事を
以て我々又緩急前後に別ある事能はれ故に都生
從來此小着目し日夜心膽を碎き致さるゝ其
要務を索覓し國家要務の一に報いんと欲すれ
ば如何せん短才不肖其微力にゝゝ更に猷り
為す不敏し即今武藤氏知島の建書を熟閱する
小其着手の順序以て之を方向するに至り盡せり
と云ふ處に其小方今の急務ありて極力之を
要件あり一日をくむれハ一日の積弊を去る
小至らん不謂先ず時を人を征を彼の南方を

小笠原島の如きと既小着手之期を稍失せし
 に似たり而して此島嶼は比較すれば松島を一
 層の要島ありハ速にせざるも有るなりハ其河
 とあるは北方より東國人の視候難く小島なり
 事を痛む其小島を悔ふとて及ばず仰る願ハ
 同氏之建議實以之英断を以て只管 御裁用止
 速に所着手段を立度と竊小企望いたす不あり
 固より早戦の我軍苟も不敗之虞を以て要々
 たる府議小閣も亦敢て根り不難を以てし其事
 戦慄恐懼の堪へざれば御機衷を表し有志乃緒

君子に所着眼する所の是能曲直を正さん事を
 乞ふと歎きあり

明治九年七月十三日
 兒玉貞男謹言

松島着手之標榜見込	
第一	南端人の堀居を築く事
第二	伐木
第三	南港場を確立する事
第四	砲臺を建設
第五	木材その他を搬出する事
第六	土地開拓の事
第七	置場を造り移用港水を蓄積する事
第八	民衆を管へ殖産小島を築く事
第九	急務に用ゐる事
第十	作物の開墾
その他山川丘陵の調査等	

十号

号儿弟

諸島上言を迂るに才鄙賤之身を以て方今國事之
 緩急施政に前後参画するに能くして只
 不昭之事を建ふは我慄恐懼の堪る貴國の國策
 得共國家強盛の一助と存込を默止しては是又幸
 懐小智に止事を爲す誠衷を表し片ハ即ち敵の西小
 の方なる松島と云ふ一嶋之事あり都て去年露領
 露領ウラジワストツに三四度往還いたるに付
 甚無度遠見せし一塊の小島而れと名を來
 皇國に稱益小成つて島嶼にして却て南方なる小島
 系島ありと一層奇勢之地と乍ら思存は出づるに

外務省

岸之居民亦一墨の轄地あり自然外人之濫登と成
 仍可申哉と雖斗遺憾不鮮既ふ外人自立小伐木致し
 船給ふて持去る事と屬有る由承り候間尤ふ其大要
 を掲げ達ふ以ふに付也

我々隠岐の北に在る松島は南に九を五六里東西二
三里の一孤島なりて海上より一見するに一帯の人
家なし松崎嶋と布嶋は共に日本と朝鮮との間小在
まどと竹島ハ朝鮮小近く松島は日本小近く松崎の
西より海岸は岩石壁立して断崖數百丈絶ちぬれさ
るより近づく處より又其南の海濱は山勢海面

小向う潮次小平組小属し山頂より三四分の所に其
幅数百間ある瀑水あれば平地の小田畑を設け耕
作する小使あるべし又海辺諸所に小湾あれば船碇
を築くべし加之岸路ハ松樹警しとして常々保緑を
望し鑛山と有と云へり既小「ウラジラストツ」小在
ぬる米人「コーペル」ノ説小は日本の属島小松島と
稱する一島あり未だ日本未だ君手せさると云ふり
日本の所屬たる地を他處の所屬とあさハ其處の實
を他處に授與するあり抑本島小は鑛山あり巨木河
り且溪の量熊の量等亦少むらに予小此島を貸し

外務省

然るらハ毎年大利を以んとすへり近き又熟考する
に熊溪の養ゆてと多分ある處々れとも只熊溪の養
のい小能さるべし如何と云ふは此「コーペル」ハ今現
小「ウラジラストツ」小在り其處屋廣大にして彼小
捕る商人ハ僅小な三人あり其の有名ある商人ある
其商業を看るとせし常小鑛山のい小をを用ひ多
の諸商人を雇ひ鑛山を営むらとして居るのあり小松
島小金屬ありと唱ふればあり近き西三年前より此
海上を三四回往還して船中より松島を目撃せしに
鑛山ありや否は明ふありされといへ一見する所あり

鑛山又有り且諸島巨松森々として繁茂し又荒山の
 の不毛阿れハ鑛山衆の見る要少てハ必キ鑛山あり
 んと云ふ也然れども運賃ハ其獲定を容るれハ鑛
 山を以て諸島に只希少なるハ彼島の天木を伐り
 其良材を今盛大ハ開港場ニウラジラストツクハ輸
 出し或ハ下の美へ送りて賣却し其利益を爲ん又果
 しハ鑛山ある時は鑛山をも開き漢港を極へ開拓し
 工修し皇國の不肖と云ふは莫大の利益と云らん
 既ハ朝鮮西と多島を結る上は咸鏡道通ぬハ開港
 ありて互ハ往復あるべし然れは必キ相島を道路ハ

外務省

して要島ありかし彼我の船航海中動風不遂計日
 敷を延び新水不毛と云ふ時ハ此島ありて碇泊せられハ甚
 便利なり且又ウラジラストツク港道日益隆盛ハ玉
 子居られハ各國より船不難出入の航海衆を動風不
 達ハ或ハ新島ハ毛と云ふ時ハ本島ハ入港を危けれハ
 一港を開き新島を後と爲し危しれハ獨り幸那のミ
 小能と答ふ航海衆の安眠ハ得し皇國の仁意を仰
 ぎ皇國の仁政を感佩すべし是意不憚一舉少して
 兩全を得る若しハ外ハ仁を施し内ハ利益を得る
 あり且又日朝兩島の人民毎年漂流する者頗る多し

此人民を助くるは日新兩國の仁愛加之各島の人民
と殊愛を以て 皇國を尊敬し並交際の際に亦
厚く仰る願ふなり此島を以て居民漢文を能く物産
小穀力を有するを知るに在り近き處に年來此海に
航海する事既小三四度小及之に一事を見る毎小幸
島の開港を思ひするは亦一殊小昨明治八年十一月
ウラジヲストウに渡海せし時ハ彼島の以南より
強風不達し夜小入り於島小留人事を悉れ船中の衆
人小幸甚苦き事と見曉夜小して且大風雨或は大雪
とあり又此島を足事能くを如何あらんと船中の
衆人小大息を獲し然るものこの事と何りつれば先
づ急小此島小燈臺を設立何らん事を請ふ

外務省

明治九年七月

武藤平學

[illegible]

此人民を助くるは日朝兩國の仁愛加之各々の人民
 と餘愛を以て 皇國を尊敬し是交際の際より
 厚く仰る願ふ所なり此處を以て農民漁夫を捕へ物産
 の精力をそそぎて在りて是より年々其海に
 航海する事既小三四度小及び一に一身を以て
 嶋の開港を思はざるは亦一殊小昨以て八年十一月
 一ラジラストゥに渡海せし時ハ彼島の以南より
 強風小達し夜小入り松島小船人事を悉く船中の衆
 人小幸甚苦甚きと見時夜小して且大風雨或は大雪
 とあり又ハ此處を以て事能くも何あらんと船中の
 衆人小大息を獲し恐るるのこの事とありつれば先
 つ急小此處の難を設立せしん事を請ふ

外務省

武藤平葉

或人の記に日本は松嶋を以て下り日朝
 解りて故障を云ふといふなり松嶋は日本地は近
 して古来本邦に属する嶋とて日本地圖にも日本
 の版圖に入れ置たり日本地あり且又竹嶋は徳
 川氏の中世舊藩所生して朝鮮は漢地なり若
 松嶋の事いふは論より日本地ある事明なり若
 又朝鮮に故障を云ふは遠近を以て論日本
 嶋を以て論すへ一實は日朝往來亦小外
 國北地は往復の要地にして万國の島なり日朝の
 内より急を港を撰し先づ燈臺を設けし事今
 日の要務なり

参考

松島関係書類

外務省

3-1533

0220

外務省

和島竹島ノ二島ハ往昔隠岐國ノ管内ニシテ同國福浦ヨ
リ或黄ノ方其距離四十里許ニ和島アリ和島ヨリ遠ニ離
レ朝鮮ニ近シ事琉球ノ八重山ト臺灣福州ノ地ヲ見ル
ニ著シ伊藤長瀬カ輜軒小録ニハ隠州ヲ云ル事三十里
北ニ磯竹島在リト記セシハ和島ニ及ラズ今隠州視
聽合記ヲ考フルニ或亥間行二日一夜有和島又一日程有
竹島俗云磯竹島此二島無人ノ地見高麗如雲州望隠州
然則日本ノ輜地ハ此洲為限ト見えタレバ和島其海路ノ
里程ヲ推シテ知ルニ足レリ大日本國郡縣地圖程全國
ニハ隠岐ノ北西北緯五十八度ニ和島竹島ノ二島ヲ載ス
竹島ハ朝鮮ノ方ニ位置シ和島ハ隠岐ノ方ニ位置ス水
戸人長久保赤水ガ唐土歷代州郡沿革地圖中亞細亞小
島ヲ小ニス
東洋圖ニモ竹島和島ノ二島ヲ載セ大日本四神全國ニ
ハ朝鮮淮陽府仁城ノ東海北緯三十八度ニ竹島アリテ
又東南同緯度中隠岐ノ方ニ和島ヲ載セホリツルロツ
クト記セシハ洋人ノ呼ベル島名ナルベシ此圖ハ和島
ヲ大ニシ竹島ヲ小ニスレトモ他國食竹島ヲ大ニシ和
島ヲ小ニス
大御國環海私間ハ何人ノ著圖ナルヲ知ラズド隠岐ト朝
鮮ノ間ニ和島ノ載セ高田屋嘉兵衛ノ商和朝鮮海
ニ出テ蝦夷地ニ乗ルトキハ下ノ圖ヲ出帆セラ或亥十
八里ヲ航シ和島ノ間ニ出轉シテ申寅ヲ日當ニ乗
リシニハアラバヤト圖書ノ有註ニ記セリ宮崎和條ガ
新訂日本輿地全國ニハ竹島ノ二島ヲ和島稱スルニ似タ
リト雖視聽合記ニ所言ヲ以テ考フレバ和島ノ二島ナルハ

勿論ニテ強チニ松島ハ竹島ノ別号トモ定メ難キ歟

右管見ノ一二愚観ノ産略御参考ノ為露覽ニ供ヘ候

八月六日

板田 諸 遠

外務省

第廿号

明治廿九年
三月廿九日

松島閣下

三村 麟
高橋 七郎

秘儀一昨九年三月申松島安松より領有布願
 思建言はるる書面請ふ所を承知せし後再就
 はるる書面本年六月廿七長崎縣よりたてら付届
 以て松島港より為る用航海に知右松島に近
 接候より其より海上はるる船名現に目撃仕
 りて果しと巨木船名候し和船に碇泊せし小
 港におき且漢船之類も多しと云ふは右松島
 小帆形船に候と候所實地景況候様候しと
 候所仕る所候と候所候地は候し上松島方
 津海よりある所候と候所候右松島より
 付よりありと云ふ皇國に属したる事も右
 船れ且津海より候と候しと云ふは廣くある所
 候所候と候所候と候所候と候所候と候所候
 明治十一年八月十七日
 松島小舟九大臣署迄
 記ある所承知神代
 記ある所候
 下村輔之助
 下松島小舟九大臣署迄



外務省

外務省

+

0228

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
<http://www.jacar.go.jp>

第廿号

松島巡視要略ノ議

公信局長 田邊 太一

甲云、今日聞名ノ政定リテ而後今日視察ノ要略
 シ、海スヘシ、開クカキハ、松島ハ我邦人ノ命セハルモ、其
 實ハ朝鮮蔚陵島ニ属スル于山ナリ、蔚陵島ハ朝鮮
 ニ属スル、旧政存ノ時一島嶽シ生シ、文書注後ノ末
 亦ク記テ我邦トセサルヲ約シ、我邦兩國ノ吏、在リ今
 故ナク人ヲ遣テコレヲ巡視セシム、然レハ我邦ノ吏、
 顯シ我ト稱トノ支漸ク儲ニ、此トヘトモ、猜妬猶主

太一

全ク除カサルニ際シ、乃チ一舉ヲリ、ソ再ヒ一際ヲ開
 カ、トハ文書、家ノ是ハ所ナルベシ、況ニヤ、英或ハ露船
 リ、悉クコレニ赴カ、ト又尤、彼ハ、是ハ、出ワルヤ、
 今、該島ヲノ、韓籍、屬ヤ、トモ、南無人島ヲ、南
 王、海者、或ハ其、直ニ、非サルヲ、端ス、現今ノ、務方、
 勿、韓客ス、ニ、マ、リ、鮮シ、蓋テ、コレヲ、據ス、計ノ、得ハ、
 ノ、ナラス、松島、此、開リ、能ワス、又、開クハ、バ、ラス、コレヲ、
 已、視ス、ル、モ、多ク、ナラサシ、ヤ、況、マ、後、實ヲ、確サ、ニ、
 乙云、開名ノ略ハ、視察ノ後ニ、非サレハ、定ムル能ワス
 今、其、實ヲ、視ス、只ニ、嘉紙上ニ、據信ス、ルハ、コレヲ、可ト

海嶽
 甲乙丙丁ノ中
 乙ニシテ

觀視要略議

太政

サレニ際シ乃チ一峰より再び一隙ヲ開
 隙蒙ノ島ハ所ナルベシ況ニヤ美或ハ露船
 ニ赴カント又尤彼ノ島ハ所ハ出ウルオヤ候
 ノノ緯路、屬ヤストモ南無人島ヲ南
 其真ニ非サルヲ論ス現今ノ諸方、國脈
 ンニマリ鮮ヲ兼テコレヲ據ス計ノ得ルモ
 島此ヲ開ク能ワス又開クハラスコレヲ
 之ヲナラサシヤ況ヤ後實ヲ據サントス
 略ハ視テ、後ニ眺サレハ定ムル能ワス
 視ス只ニ畫紙上、據信スルハコレヲ可ト

游 独 也 云 相 良 也 視 聽 言 動
 仁 甲 乙 丙 丁 中 執 之 可 以 成 也
 之 云 哉

杉島等ノ如キ或ハ波力注目スル處タルモ知ルベカラズ且
 南洋諸國出帆シルヤヤダヨリ林地ニ般ヤリ事時我
 官乗船居ラサレバ何ノ地ヲ般至センヤ知人ニ由ナシ我
 ハ該國ヲモ視メニ視セシメシメ又冬トモ候シカダシサレハ
 今モ美ヲ或ハミカダズトモ他ヨリ該島ニ秘キ云ノ
 痛アルトキ一切知ラズトモ冬ハハ候ル恒候ナキマタワ
 所行而都令ナルモノナリ故ニ今日ノ果ハ甲乙ノ所
 ノ如キ南洋等ノ海ニ出ラス脚ニテモ該島ノ現狀
 ヲ知ルイジ急務トヤリ候モ諸ニテモ其地ヲ以テ知スハ
 キノ望アルモノ何般ニテモ其地傍ヲ般甘シシ事候モ
 トイフモノアレハコレヲ許テ^{ニモリ在リ}示ナリトイヘトモソノ効ヲ収
 ムルモノハ思ハル所ナリ止ルモノナルバ^{日本}未^ニ計
 算上多費ヲ要スルハ少トモス決ク此効ヲ収メ
 若クノ價アルヘキヲ兼^ニ若ク全ヲ割賜キ付シ^ニ候
 内ヲ以テ此島ヲナスハキツ命セ^ニ計ノ得ルモノニ候カシ
 我邦人外國ノ船ニ搭シ林地ニ至リルトテ林政府ノ猪
 畑ヲ増サントノ處慮ハナキニアラズトイハトモ該島ニ在
 韓民^{（推定）}在^ルモ^{（推定）}知人^ハ外國人トシテ区別スルノ眼
 睛モアルマデケレバ斷^ニ外交^ノ法^ノ理^ハ於^テハ妨^ニ碍^ス
 生セサレ^ニテ^ハ信^ス

太政官

丁

開ラ松島ハ我邦人ノ命ゼル名ニ其実ハ朝鮮ヲ討伐
島ニ属スル干山ナリト討伐島ノ朝鮮ニ属スルハ旧
政府ノ時一萬藤ヲ生シ文書往復ノ末永ク認テ我
有トセサルヲ約シ載テ兩國ノ史ニ在リ今故ナク人ヲ遣
テコレヲ巡視セシム之レ他人ノ寶ヲ教フトイフ況ニヤ隣
境ヲ侵越スルニ類スルヲヤ今我ト韓トノ文書ク傳
我トキイヘテ積世持ホタ全ク除カサルニ際ニ如此一舉
ヨリミテ再々一障ヲ開カセトモ多餘家ノ忌ム所ナレ
ベシ今果シテ開クノ如クナラシニハ然松島ヲ開クハカ
ラス又松島ノ幸々他邦ノ有ニ属セサルモノタル則然多
難味ニモナレハ我ヨリ朝鮮ハ使臣ヲ派スルニ際ニ冷
軍有ヨリ一艘ノ船ヲ出シ之ニ投シ測量製圖家及
生産開物ニ明カナルモノヲ遣ヒ跡無主地ナリヤモ認
ノ利差ノ有無モ慶リ後々修地ニツキ漸ク樺耆ヲ
計リ倭令一小島タリトモ我北門ノ開放郷ニ置クベ
カナルヲ告ケテ之レヲ開クニエカガラカ故ニ激服式
建テスル所據ルハサルナリ

外務省



渡邊洪基松島之議

清本

公文書部
第五一號
第一冊

3-1533

0234



松島之議

松島ト竹島即チ韓名蔚陵島ハ聞ク牙ニ侍ルニ
 一島ニ名ナルカ如シトイヘ氏曰島取縣令ニ聞
 クニ余ク二島ノ由ヲ認メ又戸田敬義ノ藏書金
 森録ナル人ノ書ニ隱岐國松島西島松島ノ一島
 呼テ次ヨリ海上道規凡ソ四十里許北方ニ一
 島ト云アリ名ヲ竹島ト云フ云々又伯列米子ヨリ竹
 島近海上道程百四十里許アリ米子ヨリ出雲ニ
 出テ隱岐ノ松島ヲ經テ竹島ニ到ルナリ但レ隱

外務省

岐ノ福島一名福浦ヨリ松島近海上道程六十里許松
 島ヨリ竹島近四十里許云々又竹島ヨリ朝鮮ハ
 海上道規四十里許ト云此説ハ享保九年昔屢渡海
 セル一老叟ニ詰問セラレシ時其答ニ伯列會見
 郡濱野目三柳村ヨリ隱岐ノ後島ハ三十五六里
 アリ此處見ノ考ヲ以テ竹島ヨリ朝鮮山ヲ見レ
 ハツレ連ク見レハ凡ソ四十里許ソト云フニ因
 ル云々是ヲ以テ考エレハ二島アル事瞭然タル
 カ如シ洋書ニ就テ據スルニ英ノインペリヤ
 ルガセツトルニ如ケレツト島即松島ハ日本海

一島ニシテ日弁島ト朝鮮半島ノ間ニアリ其 西北點北緯三十七度二十五分東經イッナヨリ 等百三十度五十六分一千七百八十七年ラペル ーズノ名クル呼同國九里海岸ハ絶壁之ノ境ニ 其最高處ニ至ルマテ樹木森々タリ又ソノピン コワト著プロナランレンダガセフテルヲフゼ ヲイルドニクダゼラリ日本海ノ小島ニシテ 日本朝鮮ノ殆ント中間ニアリ周圍八里北點北緯 三十七度二十五分東經百三十度五十六分トア リ之ヲ地圖ニ徵スルニ英海圖測量圖ニ載スル ヲダセテ即チ松島ト題セル者其地位ニ書ニ載 スル所ノ如シ英ノロヤールアトラス併ブルト エノ大國英女王地理家ゼイムスウィルドノ日 本朝鮮國日耳曼ヲーベルス亞細亞國千八百七 十五年ゴフタノスチールスノアトラスウアイ マル、地理局ノ圖皆ナ同地位ニガゼラ島ヲ置 キ英測量圖ニハ點線以テ限ルモノ、外ハ東經 百二十九度五十七分八分北緯三十七度五十分ニ アルゴナト即チ竹島ト題シタル者ヲ置ク魯西 亞ノ地圖局ノ圖ニモ同處ニ之ヲ置カニ置ク又
--

外務省

金森謙ノ書ニ竹島周囲大凡十五里ニアリ又戸
田敬義ノ同和船ノ測量ヲ然ルハ二十三里
餘トナルヲ合セ沿岸去レハ彼松島即チタセラ
島ノ周囲ト異ナル事少々ナラス而レテ國中南
隅ニ一里半周囲ノ一島ヲ載ス是千入島ナルベ
シ莫因ニ就テ測量スルニ隠岐嶋ヲ松島竹島朝
鮮ノ距離凡ソ符合スサレハ松島竹島ノ二島ナ
ルハ殆ニト判然タリ唯我國ノ書ニ竹島ノ事ノ
ミ多クシテ松島ノ事ナキハ大小貧富ノ差ヨリ
竹島ニ往来スルノミニレテ且朝鮮トノ争論モ
竹島ニノミ關係シタル故ト思ハル此島ノ外國
認ムル処ヲ因ニ徴サレハ英國ノ諸國ハ對馬島
ト合セテ朝鮮ノ色トシ佛モ亦同シ日耳曼ガタ
スチーレルスノ國ニハ對馬ト合セテ日本色ト
シ唯ウアイマルノ地理局同ノミ對列ヲ以テ日
本色トシ松島竹島ヲ朝鮮色トス英佛ノ對列ヲ
合セテ朝鮮色ニセレハ對列既ニ日本版圖ニ相
違ナケレハ隨テ松島竹島モ其色ヲ変セン即チ
スチーレルノ國ハ此結果ナルベシ況ンヤ松島
竹島ヲ以テ傳フ其語ハ日本語ナリ因テ考フレ

外務省

ハ松島ハ暗ニ日本所屬ト見做シタルナルヘシ	諸我國ト朝鮮トノ關係ヲ論スレハ旧幕府無事	ヲ好ムヨリ竹島ヲ以テ唯彼地同ニ蔚陵島ト均	レキト其地ノ遠近ヲ以テ朝鮮ニ讓與セリト雖	トモ松島竹島ニ島アリ松島ハ竹島ヨリ我近キ	方ニアレハ日本ニ屬シ朝鮮又異論アル能ハス	而レテ其緊要ヲ論スレハ同島ハ殆ント日本ト	朝鮮ノ中間ニ位シ我山陰ヨリ朝鮮咸鏡道永興	府即チラサレノ港トノ航路ニ當リ長崎ヨリウ	ランラストツク港航船必ラス近ツク可緊要ナ	外務省	ル可謂竹島ニ數倍ス故ニ今英魯等ノ類ノニ注	目スル可トナレリ而レテ各國ノ認ムル可是ノ	如レ然ルニ我國ニテハ松島竹島ニ島一峙ノ事	判然ナラス隨テ朝鮮ニ屬スル哉否ヲモ知ラサ	ルナリ若シ外國ノ問ニ違フ又答フル可ヲ知ラ	ス若我物トセン歟之ニ関スル義務ナカルヘカ	ラス之ヲ朝鮮ニ歸セン歟又外國ニ注意セサル	ヲ得ス是再考スル所以ナリ	渡邊洪基 述
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--------------	--------

松嶋之議

昔者竹嶋ノ記事略説多シテ松嶋ノ事説論ス
ル者ナシ而テ今者人松嶋ニ喋々ス然リ而テ此
二嶋或ハ一嶋兩名或ハ二嶋也ト諸説紛々朝野
其是非ヲ決スル者ヲ聞カス彼竹嶋ナル者ハ朝
鮮ノ蔚陵島トシ幕府偷安ノ議遂ニ彼ニ委ヌ故
ニ此所謂松嶋ナル者竹嶋ナレハ彼ニ属シ若竹
嶋以外ニ在ル松嶋ナレハ我ニ属セサルヲ得サ
ルモ之ヲ決論スル者無シ然ルニ松嶋ナル者我

外務省

國ト朝鮮トノ間ニ位シ長崎ヨリ浦潮港ニ至リ
馬関其他石列因列伯列礁波ヨリ彼要地タルヲ
ザレフ港ヘノ道ニ當ルヲ以テ頗ル要地ト為シ
連綿此近傍ニ英魯其船艦ヲ出帆ス若シ夫我國
ノ部分ナラレニハ之ニ多少ノ注意無ル可ラス
彼國ナラン歟又保護ヲ加ヘサル可ラス況ンヤ
他國我ニ犯ス之ニ答フルニ決辭ナキヲ如何セ
ン然ラハ則無主ノ一島ノミ諸書ニ就テ案ヌル
ニ竹嶋洋名アルゴナウト嶋ナル者ハ全ク島有
ノ者ニレテ其松島デラセ嶋ナル者ハ本来ノ竹

嶋即チ蔚陵嶋ニシテ我松嶋ナル者ハ洋名ホル
 子ツトロツクスナルカ如シ然ルヲ洋客竹嶋ヲ
 認テ松嶋ト爲シ更ニ竹嶋ナル者ヲ想起セシ者
 ノ如シ而テ誤ホル子ツトロツクスノ我國ニ屬
 スルハ各國ノ地因皆然リ他ノ二嶋ニ至リテハ
 各國其認ムル所ヲ同フセス我國論又確據無シ
 是實ニ其地ノ形勢ヲ察シ其所屬ノ地ヲ定メ而
 テ其責ニ任スル所ヲ兩國間ニ定メサル可ラサ
 ル者タリ因テ先ツ嶋根縣ニ照會シ其後來ノ習
 例ヲ知シ併セテ然據ヲ派シテ其地勢ヲ見若シ

外務省

彼既ニ著手セハ其宰政ノ模様ヲ實査シ然ル後
 ニ其方略ヲ定メント要ス請フ連ニ株リテ議ス
 ル者アラシキ事ヲ伏望ス

渡邊洪基立案印

鄙生嘗テ瀨陽君ノ露菴雜誌武藤氏ノ同港記聞
 ヲ閱見シ且其景況等傳集スルニ殊更感興興起
 スルノ條件ハ即チ我カ皇國西北ノ島嶼松島
 ナルモノナリ熟々惟ミルニ今ヤ同國ノ際ニ當
 テ各國ノ交際日ニ篤厚ニ進ミ月ニ隆盛ニ起ク
 ニ後テ國事百般自ラ冗費モ夥カラス國產ノ精
 出モイマタ盛大ニ運ハバ國債モ亦解消スルニ
 至ラス嗚呼コレ全國一般ノ憂患ニシテ之ニ過
 越スル大患ナレ是ヲ神フハ富國強兵ニ在リ富
 強ノ基礎ハ仁恤ヲ施行シ萬民職事ニ尽カレ物
 産ヲ興隆シテ國家ノ裨益ヲ計ルニアリ其事ヲ
 行フ哉又緩急前後ノ別ナキ事能ハス故ニ鄙生
 從來此ニ着目シ日夜心膽ヲ碎キ致々トシテ其
 要務ヲ索覓シ國家萬分ノ一ニ報イント欲スレ
 トモ如何セン短才不肖且微力ニシテ更ニ獻リ
 為ス所ナレ即今武藤氏松島ノ建白ヲ熟閱スル
 ニ其番子ノ順序以往ノ方向善ク至リ盡セリ
 ト云フベレ實ニ方今ノ急務ニシテ擯作シ難キ
 要件ナリ一日ヲクルレハ一日ノ損害ヲ生スル

外務省

二至ラン所謂先ナル時ハ人ヲ征ス彼ノ南方ナ
 ル小笠原嶋ノ如キモ既ニ著手ノ期ヲ稍失スル
 ニ似タリ所レテ此島嶼ニ比較スレハ松島ハ一
 層ノ要島ナレハ遠ニセズンハ有ベカラス如何
 トナレハ北方ナル寒國人ノ既候覬覦ニ臨レン
 事ヲ痛ム寔ニ至テ悔ルトモ及ハズ仰キ願クハ
 同氏之建議賢明之英断ヲ以テ只管御裁用且
 速ニ御著手被為裁度ト竊ニ企望イタス所ナリ
 固ヨリ早賤ノ我輩苟モ不明之淺見ヲ以テ堂々
 タル廟議ニ関スル義ヲ根リニ論説イタレ候事
 戦慄恐懼ニ堪ヘザレ然即微衷ヲ表シ有志ノ諸
 君子ニ其著眼スル所ノ是非曲直ヲ正サン事ヲ
 乞レト欲スルナリ

外務省

明治九年七月十三日

兒玉貞易謹言

松島著子之措擧見込		
第一	同拓人ノ娼屋ヲ管シ	
第二	伐木	
第三	開港場ヲ確定スル事	
第四	燈臺之建設	
第五	良材其他ヲ輸出スル事	
第六	土地開拓之事	
第七	置場ヲ定メ船用諸品ヲ蓄藏スル事	
第八	民屋ヲ管シ殖民ニ及ブ事	
外務省		
第九	魚獲之用意ニ取リカ、ル事	
第十	作物之開業	
其他山川丘陵之業ニ運フ事		

謹而上言ス 近生不才鄙賤之身ヲ以テ方今國事
 之緩急施政ノ前後等素ヨリ察知スヘキニ非ス
 レテ只不明之事ヲ建白候ハ戰慄恐懼ニ堪ス幾
 回九閣筆候得共國家強盛之一助ト存込候ヲ默
 止候テハ是又本懐ニ無之上事ヲ得ス誠衷ヲ表
 レ候ハ即チ我カ西北ノ方ナル松島ト云フ一嶋
 之事ナリ 鄙生兩三年前ヨリ露領ウラジワスト
 フシヘ三四度往返イタシ候ニ付其每度遠見セ
 シニ一塊ノ小島ナレトモ向來 皇國之裨益ニ
 成ヘキ島嶼ニシテ却テ南方ナル小笠原島ヨリ
 モ一層專勢之地ト乍卒忽被存候然ルニ一字之
 佳氏ナク一箇ノ耕地ナレ自然外人之洪益ト成
 行可申我モ難斗遺憾不致既ニ外人自在ニ伐木
 致レ船舶ニテ持去候事モ屢有之由来リ候間尤
 ニ其大要ヲ揭ケ建白イタレ候也
 我カ隠列ノ北ニ在ル松島ハ南北凡ソ五六里東
 西ニ三里ノ一孤島ニレテ海上ヨリ一見スルニ
 一字ノ人家ナレ此松島ト竹嶋ハ共ニ日本ト朝
 鮮トノ間ニ在レドモ竹島ハ朝鮮ニ近ク松島ハ

外務省

日本ニ近シ松嶋ノ西北ノ海岸ハ岩石壁立シテ	新岸数百丈飛鳥ニ非ずルヨリハ近ツクベカラ	ス又其南ノ海濱ハ山勢海面ニ向テ漸次ニ平坦	ニ属シ山頂ヨリ三四分ノ所ニ其幅数百間ナル	瀑水アレハ平地ノ所ニ田畑ヲ設ケ耕作スルニ	便ナルベレ又海辺諸所ニ小湾アレハ船舶ヲ繫	クベレ加之本嶋ハ松樹鬱々トシテ常ニ深緑ヲ	呈レ鑛山モ有ト云ヘリ既ニウラジタストツク	ニ在留スル米人「コーペル」ノ説ニハ日本ノ属嶋	ニ松島ト称スル一島アリ未タ日本ニテ著手セ	サルト聞ケリ日本ノ所轄タル嶋ヲ他國ノ所有	トナサハ其國ノ實ヲ他國ニ授與スルナリ抑本	島ニハ鑛山アリ巨木アリ且漢ノ益撫ノ益等モ	亦少カラス予ニ此島ヲ貸シ給ハタハ毎年大利	ヲ得ント云ヘリ近生又熟考スルニ撫漢ノ益ニ	チモ多分ナレベケレトモ只撫漢ノ益ノミニ非	サルベレ如何トナレバ此「コーペル」ハ今現ニウ	ラジラストツクニ在リ其家屋廣大ニシテ彼ニ	勝レ商人ハ僅ニ兩三人ナル程ノ有名ナル商人	ナレ共商業ヲ專ラトセス常ニ鑛山ノミニ心ヲ
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------------------	----------------------	----------------------	----------------------

外務省

用ヒ多クノ満洲人ヲ雇ヒ鑛山ヲ專ラトレテ居	モノナルニ松嶋ニ金屬アルト唱フレハナリ近	生西三年前ヨリ此海上ヲ三四回往返レテ船中	ヨリ松島ヲ目撃セレニ鑛山アルヤ否ハ明白ナ	ラサレトモ一見スル所ニテハ鑛山モ有ヘシ且	満島巨松森トレテ繁茂シ又禿山ノ所モアレ	ハ鑛山家ノ見ル處ニテハ必ス鑛山ナラントミ	ルベシ然レトモ近生ハ其鑑定ヲ知サレハ鑛山	ヲ以テ論セズ只希望スル所ハ彼嶋ノ大木ヲ伐	リ其良材ヲ今盛大ニ開港スルウラジフストツ	クニ輸出シ或ハ下ノ関ヘ送リテ賣却レ其利益	ヲ得ン又果レテ鑛山アル時ハ鑛山ヲモ開キ漁	農ヲ植ヘ開拓レテ往々皇國ノ所有トナサハ	莫大ノ利益トナラン既ニ朝鮮國ト条約ヲ結タ	ル上ハ威鏡道辺ニモ開港アリテ互ニ往復アル	ベケレハ必ス松島ハ其道路ニレテ要島ナリ如	之彼我ノ船舶航海中難風ニ逢ヒ日数ヲ経テ薪	水ニ乏レキ時ハ此島ニテ碇泊スレハ甚便利ナ	リ且又ウラジフストツク港迄日益隆盛ニ至ル	ベケレハ各國ヨリ諸品輸出入ノ航海家モ難風
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

外務省

二達ヒ或ハ薪水ニ乏シキ時ハ本島ニ入港スヘ
 ケレハ一港ヲ開キ燈臺ヲ設クヘレカスレハ獨
 リ本朝ノミニ非ス各國航海家ノ安堵ニ歸レ
 皇國ノ仁意ヲ仰キ 皇國ノ仁政ヲ感佩スベレ
 是レ所謂一舉ニシテ兩全ヲ得ル者ニシテ外ニ
 仁ヲ施シ内ニ利益ヲ得ルナリ且又日朝兩國ノ
 人民毎年漂流スル者頗ル多シ此人民ヲ助クル
 ハ日朝兩國ノ仁愛加之各國ノ人民モ餘愛ヲ得
 テ 皇國ヲ尊敬シ益交際ノ厚キニ至ルヘシ仰
 キ願フ所ハ此島ヲ開キ農民墾夫ヲ植ヘ物產ニ
 精カヲ尽サレムルニ在リ 近生 兩三年來此海上
 ヲ航海スル事既ニ三四度ニ及ヒレニ一見スル
 毎ニ本島ノ開港ヲ思ハサルハナレ殊ニ昨明治
 八年十一月ウラジラストツクニ渡海セシ時ハ
 彼島ノ以南ヨリ難風ニ逢ヒ夜ニ入り松島ニ觸
 ン事ヲ思レ船中ノ衆人千辛萬苦スレトモ暗夜
 ニシテ且大風雨或ハ大雪トナリ更ニ此島ヲ見
 事能ハス如何アラント船中ノ衆人只大息ヲ奈
 レ歎スルノミノ事モアリツレハ先ッ急ニ此島
 ニ燈臺ヲ設立アラン事ヲ請フ

外務省

明治九年七月

武蔵千学

或人ノ説ニ日本ヨリ今松島ニ于テ下ザハ朝
鮮ヨリ故障ヲ云ントイヘルカ松島ハ日本地
ニ近クシテ古来本邦ニ属スル嶋ニテ日本地
図ニモ日本ノ版図ニ入レ置タレハ日本地ナ
リ且又竹島ハ徳川氏ノ中世葛藤ヲ生シテ朝
鮮ニ渡レタレトモ松島ノ事ハ更ニ論ナケレ

外務省

ハ日本地ナル事明ナリ若又朝鮮ヨリ故障ヲ
云ハ、遠近ヲ以テ論レ日本嶋タル事ヲ證ス
ヘシ實ニ日朝往來ニ外國船北地ニ往復ノ
要地ニレテ万国ノ為ナレハ日朝ノ内ヨリ急
ニ良港ヲ撰ヒ先ツ燈臺ヲ設ル事今日ノ要務
ナリ